

議案第 1 2 号

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年白岡町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 2 0 条第 1 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯	2 0, 1 4 5 円
イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯	1 7, 7 7 5 円
ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯	1 4, 2 2 0 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	1 1, 8 5 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 11,985円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 10,575円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 8,460円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,050円

第20条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。）」を「次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第2項中「第20条」を「第20条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定、第20条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第20条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月17日提出

提 案 理 由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。